



鳥取県公報

平成 29 年 1 月 24 日 (火)
第 8 8 6 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (51) (東部福祉保健事務所) 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (52) (企業支援課) 2
	国土調査の成果の認証 (2 件) (53・54) (農地・水保全課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (55) (治山砂防課) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (56) (西部総合事務所地域振興局) 4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (57) (〃) 5
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (58) (会計指導課) 5
◇ 公 告	土地収用法施行令に基づく公示通知 (県土総務課) 5

告 示

鳥取県告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 あすなる会	美和あすなるデイ サービスセンター	鳥取市赤子田 451	平成29年1月12 日	平成29年1月31 日	訪問入浴介護

鳥取県告示第52号

平成28年鳥取県告示第587号（大規模小売店舗の新設の届出）により告示した（仮称）ラ・ムー鳥取東店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成29年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見の概要

- (1) 市道立川南吉方線側の駐車場の出入口の利用時間を制限すること。
- (2) 防犯カメラの設置、敷地内の巡回等により防犯、非行に関する対策を講じること。
- (3) 県道鳥取福部線側の駐車場の出入口に交通整理員を配置して円滑な車両通行を図り、渋滞解消、交通安全対策を講じること。
- (4) 市道立川南吉方線側の駐車場の出入口は県道鳥取福部線側の駐車場の出入口の補完的なものとし、車両通行速度を抑制する構造とすること。
- (5) 来店客へ県道鳥取福部線側の駐車場の出入口を利用するよう周知すること。
- (6) 交通事故の防止等のため、朝の通学時間帯での営業を中止すること。

2 縦覧に供する期間

平成29年1月24日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第53号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った 者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岩美郡岩美町	平成23年度及び 平成24年度	岩美町(大字小羽尾・大羽尾の 各一部[1102])の地籍図及び 地籍簿	岩美町大字小羽 尾・大羽尾の各一部	平成29年1月24 日
〃	平成25年度及び 平成26年度	岩美町(大字田河内の一部 [1302])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字田河内 の一部	〃

〃	〃	岩美町(大字田河内・陸上の各一部[1303])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字田河内・陸上の各一部	〃
〃	〃	岩美町(大字長谷の一部[1304])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字長谷の一部	〃

鳥取県告示第54号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成26年度及び平成27年度	鳥取市(鹿野町中園の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市鹿野町中園の一部	平成29年1月24日
〃	〃	鳥取市(青谷町蔵内及び大坪の各一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町蔵内及び大坪の各一部	〃
〃	〃	鳥取市(青谷町山根の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町山根の一部	〃
〃	〃	鳥取市(国府町岡益の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町岡益の一部	〃
八頭郡八頭町	平成26年度及び平成27年度	八頭町(明辺の一部(20133132901))の地籍図及び地籍簿	八頭町明辺の一部	〃
〃	平成25年度から平成27年度まで	八頭町(市場の一部(20123132909))の地籍図及び地籍簿	八頭町市場の一部	〃
〃	平成26年度及び平成27年度	八頭町(市場の一部(20143132902, 20143132903))の地籍図及び地籍簿	〃	〃
〃	〃	八頭町(志子部の一部(20143132904))の地籍図及び地籍簿	八頭町志子部の一部	〃
〃	〃	八頭町(柿原の一部(2013132902))の地籍図及び地籍簿	八頭町柿原の一部	〃
〃	〃	八頭町(皆原の一部(20143132905))の地籍図及び地籍簿	八頭町皆原の一部	〃

鳥取県告示第55号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

下西谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱19号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字下西谷字屋敷通186地先道路敷	1号
東伯郡三朝町大字下西谷字屋敷通182	2号
東伯郡三朝町大字下西谷字鍛冶屋谷503-1	3号
東伯郡三朝町大字下西谷字鍛冶屋谷504	4号から6号まで
東伯郡三朝町大字下西谷字鍛冶屋谷505	7号
東伯郡三朝町大字下西谷字鍛冶屋谷512-1	8号及び9号
東伯郡三朝町大字下西谷字扇谷513	10号
東伯郡三朝町大字下西谷字扇谷514	11号及び12号
東伯郡三朝町大字下西谷字宮ノ前675	13号
東伯郡三朝町大字下西谷字宮ノ前299地先道路敷	14号
東伯郡三朝町大字下西谷字前田262地先道路敷	15号
東伯郡三朝町大字下西谷字前田263地先道路敷	16号
東伯郡三朝町大字下西谷字屋敷通236	17号
東伯郡三朝町大字下西谷字屋敷通210-2地先道路敷	18号
東伯郡三朝町大字下西谷字屋敷通210-3地先道路敷	19号

鳥取県告示第56号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成29年2月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成29年1月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 申請のあった年月日

平成28年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人faith to face

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

石橋 翼

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡伯耆町吉長374-3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域に住む障害児及び障害者に対して障害児及び障害者に関する事業を行い、障害をお持ちの方々が誇りをもって暮らし、障害のある人もない人も誰もがお互いに支え合う地域社会の実現を目指し、関連機関、地域住民と連携をとりながら、障害児及び障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指す活動を通して地域社会に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第57号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成29年3月6日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成29年1月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 申請のあった年月日

平成29年1月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人びのきお

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

眞田 香壽美

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市東福原八丁目24-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の支援を必要とする人に対して、在宅生活と社会参加を支援する事業を行い、地域で安心して自分らしく生きることができるよう社会福祉活動を通しニーズに添った支援及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第58号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成29年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成29年1月22日	西伯郡大山町田中826-2	山陰合同銀行 中山出張所

公 告

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

平成29年1月24日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

1 通知を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明（最終住所：京都市伏見区淀生津町617-3）

氏名 木下 建之助

2 公示事項

鳥取市起業の「国府簡易水道事業（広西配水池整備）及びこれに伴う管理用道路整備工事（鳥取県鳥取市国府町広西字大谷地内）」に係る土地収用事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づく平成28年12月27日付鳥取委第30号の通知は、当人の住所が不明のため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県収用委員会事務局（鳥取県県土整備部県土総務課内）（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。